

松戸市LED防犯灯リース事業

募集要項

令和8年5月

松戸市

松戸市LED防犯灯リース事業募集要項

目次

1	事業の目的	1
2	事業概要	1
3	プロポーザル方式により最優秀提案者を特定する理由	2
4	プロポーザル方式の方法及び理由	2
5	応募条件	2
6	事業者選定の流れ	4
7	事業スケジュール（予定）	5
8	参加申込方法	6
9	配布資料	8
10	提案書の提出	8
11	提案書の提出書類・作成要領	9
12	評価方法及び評価基準	10
13	事業実施に関する事項	12
14	契約に関する事項	12
15	LED防犯灯の灯具等の仕様	13

1 事業の目的

本市の殆どの防犯灯については、町会・自治会に同意を得た上で実施した「松戸市防犯灯LED化リース事業」にて平成27年度に設置された防犯灯である。

設置から10年を経過し、リース契約期間の満了と同時にリース防犯灯の交換目安を迎えているため、今後防犯灯の故障が加速した場合、市及び町会・自治会の「事務」及び「費用」負担が大きくなり対応しきれず、市民の安全に影響があることが懸念されているのが現状である。

そこで、民間企業の知識、資金、技術力を活用し、地域経済の発展を図りつつ市内の防犯灯を改めてリースすることにより一斉交換したいと考える。

この趣旨と目的に合致する優れた民間事業者の提案を受けるために提案の募集を公募型プロポーザルにより行うものである。

審査の結果、最も優れている提案を行った応募者は、本市と事業契約の締結に向け協議を行ったうえで事業契約を締結し、事業を実施するものとする。

2 事業概要

(1) 事業の名称

松戸市LED防犯灯リース事業

(2) 事業場所

松戸市内全域（ただし、他の自治体との市境付近において、他の自治体の区域内に本市の町会・自治会等が設置・管理する防犯灯が設置されている場合は、その範囲も含むものとする。）

(3) 事業対象

「2. 事業概要（2）事業場所」に設置されている防犯灯

(4) 契約者

松戸市

(5) 事業内容及び業務範囲

別紙「松戸市LED防犯灯事業賃貸借契約仕様書」による。

(6) 契約方式及び履行期間

ア 契約方式 メンテナンス付きリース契約（以下「リース契約」という。）

イ 契約期間 契約締結日の翌日から令和19年10月31日まで

ウ 整備期間 1年程度（契約締結日の翌日から令和9年10月31日まで）

エ リース及びメンテナンス期間

10年間（令和9年11月1日から令和19年10月31日まで）

(7) 提案限度額

¥2,260,800,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。また、防犯灯の調査、確認業務の際に判明した総数が増減した場合は、判明後の東京電力の契約種別毎の数量で変更契約するものとする。

(8) 事業の料金支払い開始

令和9年11月から

3 プロポーザル方式により最優秀提案者を特定する理由

本事業では、松戸市内の電気事業者を活用し、市内の電気事業者保護や市内の経済波及効果を重視しているところであるが、価格のみによる競争では松戸市内の電気事業者の活用は難しいと判断し、事業者からの提案を評価し、最優秀提案者を特定するため。

4 プロポーザル方式の方法及び理由

メンテナンス付LED防犯灯リース業務の実績を有する業者が複数おり、広く提案を受ける必要があることから公募型とする。

5 応募条件

(1) 応募要件

ア リース事業を行う能力を有するリース事業者。または、グループ（複数の企業の共同体）とする。

イ グループで応募する場合は、事業役割を担うリース事業者を代表者とし、その代表者が本市との連絡窓口となり、事業の遂行の責を負うものとする。

ウ 参加表明時は、事業に関わる応募者の構成員を明らかにし、各々の役割分担を明確にする。

なお、ここでいう構成員には、下請負業者及び協力事業者として選定される市内事業者等は含まれないものとする。

(2) 応募者の役割

応募者は、次の役割を全て担い、グループの構成員が以下の役割を分担する。

なお、構成員は複数の役割を兼務することができる。

ア 事業役割（代表者）

本市への応募、提案、契約等の諸手続き及び事業期間におけるサービス料の請求並びに事業全体のマネジメントを行い、事業遂行の責を負う。

イ 設計役割

設計・計画・監理に関する業務をすべて実施する。

ウ 施工役割

施工に関する業務をすべて実施する。

エ 維持管理役割

事業期間における維持管理を実施する。

オ その他役割

上記アからエのほか、必要な役割を担う。

※応募者は、各役割でそれぞれ事業者が異なる場合、各事業間の役割に関する合意書を別途、本市に提出すること。

なお、その合意書には、役割の構成事業者全員が本市に対し、連帯責任を負う旨を示す条項を含むこと。

(3) 応募者の資格

ア 事業役割を担う者は、防犯灯に係るメンテナンス付防犯灯リース事業の事業役割で、過去5年間（令和3年度から令和7年度）に実績がある者。

イ 施工役割及び維持管理役割を担う者に必要な資格は、過去10年間（平成28年度から令和7年度）に、同種工事(防犯灯に係る工事)を施工した実績のある者。

(4) 応募者の制限

次に掲げる参加資格要件を満たす者でなければならない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次のいずれにも該当しないこと。

(ア) 電子交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は当該業務委託等の開札日（見積り合わせの日）前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者。

(イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされていない者。

(ウ) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされていない者。

(エ) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国の調達事案に関し排除要請があり、かつ、当該状態が継続している者。

(オ) 事業協同組合等が参加申込みをする場合において、その組合等の構成員になっている者。

(カ) 参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者。

イ 本市において競争入札参加資格を有していること。

ウ 次のいずれかの日において、松戸市建設工事等請負業者指名停止基準（昭和62年松戸市訓令甲第1号）による指名停止、松戸市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成13年2月1日施行）による指名除外及び松戸市入札参加有資格者実態調査実施要領（平成27年7月1日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

エ 租税公課を滞納していない者。

(5) 応募に関する留意事項

ア 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に関する費用は、応募者の負担とする。

イ 提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しない。また、本市は、応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用あるいは、情報を漏らすことはない。

ウ 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持修繕方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負う。

エ 本市からの提供書類の取扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

オ 応募者の複数提案の禁止

応募者の提案は1件とする。

カ 複数の応募者の構成員等となることの禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

キ 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りでない。

ク 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。ただし、提出書類に脱漏又は不明確な表示等があり、かつ、本市が認めたときはこの限りではない。

なお、提出書類について、後日参考資料の提出を求めることがある。

ケ 虚偽の記載の禁止

参加表明書又は提案書に虚偽の記載があった場合、若しくは重要な事項を記載しなかった場合には、参加表明書または提案書を無効とする。

6 事業者選定の流れ

(1) 応募資格要件の確認及び提案要請

本市は、参加表明した者の応募資格要件を確認し、条件を満たした応募者に対し、提案書の提出をメールにて要請する。

(2) 最優秀提案、及び優秀提案の選定

本市が設置する、本事業に係る公募型プロポーザル選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、提案内容を審査し、最優秀提案者1者及び優秀提案者1者を選定する。

なお、最優秀提案者、及び優秀提案者が2者以上となったときは、事業提案額が低い提案を行った者を選定する。

(3) 詳細協議

最優秀提案をした者は優先交渉権者となり、事業計画書の作成及び契約書を締結するまでの諸条件について、本市との詳細協議を進めるものとする。

(4) 事業者の選定

優先交渉権者は、詳細協議の内容について本市と合意に至ったときは、メンテナンス付リース契約を締結し、契約事業者となる。

優先交渉権者との協議が整わない場合には、優秀提案をした者と詳細協議を行うものとする。

なお、メンテナンス付リース契約までの費用については応募者の負担とする。

(5) 事務局

本リース事業提案募集に係る事務局は、次のとおりとする。

担当窓口：松戸市 市民部市民自治課 自治振興町名整備班

所在地： 〒271-8588 松戸市根本387番地の5

電話： 047-366-7318

FAX： 047-366-2447

電子メール： mcshiminjichi@city.matsudo.chiba.jp

ホームページ：<http://www.city.matsudo.chiba.jp/>

7 事業スケジュール（予定）

次の日程（予定）で行う。ただし、事務上の都合により変更できるものとする。

	項目	日程
①	募集要項の配布 (ホームページで公開)	令和8年5月1日～5月29日
②	募集要項に関する質問受付期間	令和8年5月1日～6月8日
③	質問の回答	令和8年6月12日
④	参加表明書及び 資格確認書類の受付期間	令和8年5月1日～6月18日
⑤	応募者資格確認結果、 提案要請書の通知	令和8年6月29日
⑥	提案書の受付期間	令和8年6月30日～7月16日
⑦	プレゼンテーション、選考	令和8年8月19日
⑧	結果通知	令和8年8月下旬
⑨	詳細協議、事業計画書作成	令和8年8月下旬～10月
⑩	契約の締結	令和8年9月～10月
⑪	LED防犯灯整備期間	契約締結日の翌日～令和9年10月31日
⑫	リース設備の賃貸借期間	令和9年11月1日～令和19年10月31日

8 参加申込方法

(1) 募集要項の配布

募集要項は、本市のホームページにて公表する。

(2) 募集要項に関する質問受付・質問回答

募集要項及び資料に関する質問の受付及び回答は、次のとおりとする。

ア 質問の方法

質問は、質問書(様式第1号)を使用し、「6 事業者選定の流れ(5)事務局メールアドレス」に送付すること。

受付は電子メールのみとし、電話・郵送・FAX・持参等は不可とする。

質問は質問する資料(募集要項・仕様書・提出書類様式)ごとに1枚提出する。

電子メール送信の際は、件名を「松戸市LED防犯灯リース事業に関する質問 ○○○株式会社」と記載すること。

なお、メール送信後、電話でメールの到着を確認すること。

イ 受付期間

令和8年5月1日(金)～令和8年6月8日(月)午後5時00分まで(必着)

ウ 質問への回答

質問への回答は、提出された質問を取りまとめて、令和8年6月12日(金)にホームページで公表し、口頭による個別対応は行わない。

なお、回答は本実施要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(3) 参加表明書及び資格確認書類の提出

ア 受付期間

令和8年5月1日(金)～6月18日(木)まで(必着)

イ 受付時間

開庁日の午前9時から午後4時30分まで(土日・祝日を除く。)

ウ 提出方法

応募者は、次により参加表明書及び資格確認に必要な書類を持参又は郵送すること。

なお、郵送の場合は、事務局宛てに「松戸市LED防犯灯リース事業参加表明書在中」と朱書きし、一般書留または簡易書留により、郵送(必着)すること。

エ 受付場所

事務局(6(5)のとおり)

オ 提出部数

2部(正1部・副1部)

提出書類に各々の書類に様式番号を記したインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを提出すること。

(4) 参加表明時の提出書類

ア 参加表明書（様式第2号）

グループで参加の場合は、代表企業名で作成し提出すること。

イ グループ構成表（様式第3号）

応募者の構成員を明らかにし、各々の役割分担（事業役割、設計役割、施工役割、維持管理役割、その他役割（分担名を記載のこと））を明確にすること。

グループとして応募する場合は、構成員の間で交わされた合意書を添付すること。

ウ 印鑑証明書

所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前3カ月以内に発行されたもの

エ 商業登記簿謄本

現に効力を有する部分の謄本で受付日前3カ月以内に発行されたものを綴じたもの。

オ 納税証明書

申請の日の属する事業年度の過去2年間における確定申告分の法人税・法人事業税及び法人市民税の納税証明書を各1通ずつ綴じたものとし、事務所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。

カ 財務諸表

最新決算年度とその前年度の貸借対照表・損益計算書、を綴じたものを提出すること。

なお、写しでも可とする。

キ 会社概要（様式第4号）

ク 企業状況表（様式第5号）

ケ 各役割の責任者業務実績表（様式第6号）

コ LED防犯灯のメンテナンス付リース関連事業実績一覧表（様式第7号）

サ 同種工事（市街地等）の施工実績（様式第8号）

シ 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書（様式第9号）

ス 役員等氏名一覧表（様式第10号）

(5) 参加資格要件確認結果の通知

ア 参加資格要件の確認結果は、令和8年6月29日(月)に本市から参加表明書に記載されたメールアドレス宛に審査結果を通知する。

イ 提案書の提出者として選定されなかった者は、アの通知の翌日から起算して7日(閉庁日含まない。)以内に書面(書式は自由)を持参し、又は書留郵送により提出し、非選定理由について説明を求めることができる。

ウ 「イ」の回答は、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して10日(閉庁日含まない。)以内に書面により行う。ただし、他者の選定結果等については、回答しない。

(6) 参加を辞退する場合

参加資格確認結果の通知により資格が確認された者が辞退する場合には、提案

書の受付の締切日の前日までに提案辞退届(様式第11号)1部を事務局に持参又は書留郵送(必着)で提出すること。

9 配布資料

(1) 配布資料の内容

ア 防犯灯・掲示板管理台帳(現在構築済のGIS(.shpデータ))。

なお、内容については次のとおり。

(ア) 位置情報(町会・自治会等名、管理番号、東京電力引込柱番号、NTT柱番号を含む。)

(イ) 設置年月、当初設置場所

(ウ) 設備概要(防犯灯仕様、柱形状)

(エ) 電力契約情報(店所コード、契約名義、お客さま番号、請求番号、契約種別、契約W数、契約灯数、引込状況等)

(オ) 財産の管理区分(町会・自治会名)

(2) 配布方法

参加資格を有することが認められた者には、参加資格要件確認結果通知書と併せてメールにて配布。

10 提案書の提出

参加資格確認結果の通知により資格が確認された者は、募集要項に基づいて提案書を作成し、持参すること。

(1) 提案書の受付期間等

ア 受付期間

令和8年6月30日(火)～7月16日(木)まで(必着)

イ 受付時間

開庁日の午前9時から午後4時30分まで(土日・祝日を除く。)

ウ 提出方法

持参による

エ 受付場所

事務局(6(5)のとおり)

オ 提出部数

7部(正1部・副6部)

提出書類に各々の書類に様式番号を記したインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを提出すること。

なお、A4版以外の様式については、A4版サイズに折り込むこと。

また、電子データ一式を保存したCD-R等も併せて提出すること。

(2) 提案書における提示条件

応募者は、以下の条件に基づき、事業提案書を作成する。

ア 事業者の資金によりリース設備の設置を行い、毎年のリース料が本市の希望する金額以下であること。

- イ 本市が定めた防犯灯具仕様、同設置仕様等に応じた製品を使用すること。
- ウ LED灯具以外にリース事業を実施する上で必要なリース設備についても対応すること。
- エ 本市のスケジュールに基づき工事を遂行できること。
- オ 本市内経済への貢献度については、具体的な数値を示すこと。
- カ 事業者の責に帰すものと判断できる事由により、「7 事業スケジュール」に示した工事期間内に工事が完成しなかった場合、LED防犯灯工事が完了するまで、事業者がその費用負担をすること。
- キ 防犯灯維持管理計画書を提出し、本市の承諾した維持管理計画に基づいて維持管理を行う。維持管理にかかる経費は原則として事業者の負担とすること。
- ク 本市は、その他この要項に定めることのほか、リース事業提案の募集等の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。

1.1 提案書の提出書類・作成要領

(1) 提出書類

- ア 提案書提出届（様式第12号）
- イ 提案総括表（様式第13号）
- ウ 事業資金計画書（様式第14号）
- エ 現地調査及び電力調査・照合に関する提案書（様式第15号）
- オ 施工の対応（様式第16号）
- カ 使用機器提案書（様式第17号）
- キ 維持管理等提案書（様式第18号）
- ク 防犯灯管理システムに関する提案書（様式第19号）
- ケ 市内工事業者等の活用に関する提案書（様式第20号）
- コ その他の提案（様式第21号）

(2) 作成要領

- ア 原則としてフォントはBIZUDゴシック12ポイントで統一すること。
- イ 年月日は全て和暦で記入すること。
- ウ 令和8年3月31日現在で作成すること。
- エ 応募書類（様式）の記入欄が不足する場合は、複写して作成すること。
- オ 使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、全てを横書きとする。
- カ 各提案書類（副本）には、会社名・住所・氏名・ロゴマーク等、応募者を特定できる表示を一切付してはならない。

(3) その他

- ア 提出された書類は返却しない。
- イ 提出した書類の訂正・差し替えは認めない。

1.2 評価方法及び評価基準

(1) 審査

本市が設置した選考委員会が、「評価項目一覧」の審査を行い、最優秀提案1者及び優秀提案者1者を選定する。

なお、審査においては、次の項目を選定する。

表：評価項目一覧

区分	No.	内容	配点
事業計画・実績	1	本事業の内容を理解し、計画通り遂行できる能力を有すると認められるか	20
	2	事業役割を担う者について、過去5年間に防犯灯のメンテナンス付リース事業の実績があるか	12
	3	施工役割を担う者について、過去10年間に防犯灯の工事の実績があるか	8
	4	事業者の良好な経営状況	20
経済性	5	本事業にかかる財政支出が少ないこと	60
調査・照合	6	現地調査の方法について、具体的な工夫や提案があるか	12
	7	電力契約の調査、照合及び契約変更の確実性があるか	12
施工計画	8	市内全域における大量の工事を期間内で確実に実行できる施工計画となっているか	12
	9	工事期間中の安全対策及び近隣住民や、交通への配慮が十分なされた施工計画となっているか	16
灯具・維持等	10	採用されるLED防犯灯等（取付け金具含む）は、規格、品質が信頼に足るものであり、これを客観的資料に基づき具体的に確認できること	16
	11	住民の生活・農作物への影響への対策への配慮があること	8
	12	維持修繕の方法（不具合時の連絡体制、対応方法等）について具体的な提案があり、迅速な故障復旧体制が構築されているか	12
管理システム	13	防犯灯管理システムについて、確実なデータ管理・利便性の高い提案となっているか	12
	14	データの定期更新やシステムサポートに優れた提案であること	8
地域貢献	15	市内工事事業者の積極的な活用など、本市内の経済への活性化に貢献できる提案であること	60
その他	16	本事業に有効と考えられる独自の工夫やノウハウ等を活用し、効率的・効果的な事業実施が期待できるか	12
合計点数			300

(2) 審査の流れ

提案書の審査については、次の要領で行う。

- ア 応募者からの提案書及びプレゼンテーションを基に提案内容を審査する。
- イ 審査の結果、選考委員の合計評価点が最も高い提案をした応募者を最優秀提案者（本事業契約に向けての優先交渉権者）とし、次点を優秀提案者（次点交

渉権者)とする。

また、合計評価点が同点の場合は、事業提案額が低い提案を行った応募者を優先交渉権者とする。

なお、合計評価点が最高得点300点の60%(180点)に満たない場合は、評価の対象としない。

ウ プレゼンテーション資料は、提案書提出時に添付していない資料を新たに配付することを禁止とする。ただし、提案を補足する内容のものをスクリーンに映すことは可能とする。

なお、プレゼンテーションにおいて応募者が提示した内容は、契約に反映するものとする。

プロジェクター及びスクリーンは本市が用意する。

それ以外に必要なもの(パソコン等)については、応募者が用意すること。

HDMIケーブルが接続可能なパソコンであれば提案内容をスクリーンに映すことは可能である。

エ プレゼンテーションは令和8年8月19日(水)を予定している。

日時や場所等の詳細については、応募者へ別途メールにて通知する。

なお、通知を確認したときは、受領確認メールを送信すること。

オ 応募者は、提案書類を基に20分を上限に口頭によるプレゼンテーションを行う。

その後、審査委員による質疑応答を15分程度行う。

カ プレゼンテーションの出席者は5名以内とし、出席者は構成員から選任すること。

なお、会場の都合等により増減する場合は別途通知する。

キ 応募者多数の際は、プレゼンテーションの実施前に提案書を採点し、その中から上位4位以内を選定する。

採点については「表:評価項目一覧」のうち、No.2・3・4・5・15の採点結果によることとする。

なお、提案書受付期間の最終日の翌日から起算して10日(閉庁日含まない。)以内に書面により行う。ただし、他者の選定結果等については、回答しない。

(3) 審査結果の通知

審査の結果は、令和8年8月下旬に全ての応募者に文書で通知する。

なお、電話等による問い合わせには一切応じない。

また、審査結果に対する異議を申し立てることはできず、質問は一切受け付けない。

(4) 結果の公表及び方法

審査結果は、本市のホームページに公表する。

公表する項目は、評価項目・点数配分・最優秀提案者名・全参加業者(最優秀提案者以外の参加者名は公表しない)の採点結果(各区分の点数、及び合計点数)とする。

(5) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 提案書の受付期間内に提案書が提出されなかった場合
- イ 提案書に虚偽の記載があった場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 本募集要項に違反すると認められる場合
- オ 提案書の総事業費が事業費限度額を超えている場合

1.3 事業実施に関する事項

契約が締結される前に事業実施が困難になった場合には、次の措置を講ずるものとする。

なお、契約後に事業の実施が困難となった場合の措置については、本事業に関わる契約書において定めるものとする。

- (1) 詳細協議において、提案書と事業計画書の内容が大きく乖離した場合など、優先交渉権者の責により契約できない場合は、優先交渉権者は本市に対して、それまでに要した費用を請求できないものとする。
- (2) 本市の指示により事業が中止された場合、事業者は、それまでに要した金額を上限に本市と協議のうえで請求できるものとする。

1.4 契約に関する事項

(1) 契約の手順

本市と優先交渉権者は、詳細協議の結果、双方が合意した場合にリース仮契約締結のための手続きを行う。

優先交渉権者と詳細協議の結果、双方が合意しない場合、優先交渉権者が応募資格を満たさないと判明した場合、その他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、第2順位交渉権者と詳細協議を行う。

(2) 契約の時期

令和8年9月～令和8年10月（予定）

(3) 契約の概要

本募集要項、プレゼンテーションにおける質疑、防犯灯維持管理計画書等に基づき、契約を締結する。

契約において、事業者が遂行すべき調査及び工事、維持管理に関する業務内容、支払方法などを定めるものとする。

また、本市と事業者の役割と責任及び遵守事項を明確化し、相互の確認事項や方法及び時期等について明記するものとする。

(4) 契約保証金

事業者は、契約を締結したときは、直ちに契約保証金を納付しなければならない。

地方自治法施行令第167条の16第1項に規定する規則で定める契約保証率は、契約金額の100分の10とする。

ただし、松戸市財務規則第143条第3項に該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができる。

15 LED防犯灯の灯具等の仕様

別紙「松戸市LED防犯灯リース事業仕様書」による